

国 地 契 第 2 号  
平成26年4月16日

各 地 方 整 備 局 長 殿

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 長  
( 公 印 省 略 )

「一般競争入札方式の実施について」の一部改正について

平成6年4月15日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号)については、平成24年3月30日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成26年条約第4号)によって改正されたところである。

それに伴い、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)が改正されたことを受けて、今般、「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

別添1 4 (13) を次のように改める。

(13) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」(平成〇年〇月〇日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示) 別記に掲げる当該者(当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。)の本店所在地(日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、〇〇地方整備局総務部契約課(〒〇〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇)においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

別添2 7. (1) を次のように改める。

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、

次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4 (1)及び(4)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4 (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4 (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。4. (2)の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成〇年〇月〇日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合には、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、〇〇地方整備局総務部契約課（〒〇〇〇〇—〇〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇）においても当該認定に係る申請を受け付ける。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 平成〇年〇月〇日（ ）から平成〇年〇月〇日（ ）まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。
- ② 提出場所： 6. に同じ。
- ③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

#### 附 則

この通知は、平成26年4月16日以降に入札公告を行う工事から適用する。